

熊本県情報公開審査会の答申(平成14年4月4日付け第72号)の概要

1 諮問の概要

下記の公文書の非開示決定に対する異議申立てについて(諮問第100号)

都道府県立学校管理者賠償責任保険に係る事故の報告について(伺)

平成5年(ワ)第718号損害賠償請求事件(多良木高校事件)に係る保険金請求について(伺い)

都道府県立学校管理者賠償責任保険に係る事故の報告について(伺い)

平成8年(ワ)第594号損害賠償請求事件(水俣高校事件)に係る保険金請求について(伺い)

都道府県立学校管理者賠償責任保険に係る事故の報告について(伺い)

(参考)原処分の概要

平成12年 4月14日 開示請求

平成12年 4月28日 非開示決定(実施機関:熊本県教育委員会)

(理由) 平成10年改正前条例第8条第1号(法令秘情報)該当

調停については非訟事件手続法第13条により非公開となり、本件公文書に記載されている情報のうち調停に関連性を有する情報は、法令の規定により開示することができないとされている情報であるので、平成10年改正前条例第8条第1号に該当する。

平成10年改正前条例第8条第2号(個人識別情報)該当

本件公文書に記載されている情報のうち個人の氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得る情報であるので、平成10年改正前条例第8条第2号に該当する。

平成10年改正前条例第8条第3号(法人等情報)該当

本件公文書に記載されている情報のうち口座番号及び口座名義は、法人等の内部管理に属する情報であって、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報であるので、平成10年改正前条例第8条第3号に該当する。

2 答申の骨子

(1) 審査会の結論

別表に掲げる部分を開示すべきである。その余の部分は、原処分が妥当である。

(2) 審査会の判断要旨

ア 平成10年改正前条例第8条第1号該当性について

実施機関が主張している非訟事件手続法第13条は、一般の非訟事件において、審問の手続を公開することを禁止しているにすぎないので、この規定を根拠に調停に関連性を有する情報(調停申立書等)を非開示としたことは誤りで

ある。

イ 平成10年改正前条例第8条第2号該当性について

被災生徒、校長、教諭等個人の氏名や被災生徒のけがの内容、調停申立書等は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であるので、平成10年改正前条例第8条第2号に該当し、非開示としたことは妥当である。

ただし、これらの個人情報のうち水俣高校事件に関する校長の氏名等は、新聞で報道され既に公知の事実となっているので開示が妥当である。

また、本件公文書のうち大津高校から提出された「事故報告書」は、全部非開示とされているが、生徒等の氏名、けがの内容、当事者間の交渉経緯等を除けば、平成10年改正前条例第8条第2号に該当せず、一部開示が妥当である。

ウ 平成10年改正前条例第8条第3号該当性について

法人等の口座番号及び口座名義は、当該法人等がその事業活動を営む上で必要な金銭の出納又は事業資金の管理等に関する重要な内部管理情報であり、これらの情報を公開することは、事業を営む法人等の正当な利益を害すると判断される。したがって、平成10年改正前条例第8条第3号に該当し、非開示としたことは妥当である。

ただし、本件公文書のうち水俣高校事件の賠償責任保険請求書に記載されている口座番号等は、同号に規定する「法人等」の口座番号等には当たらず、条文の適用誤りであるので、開示が妥当である。

別表 開示すべき部分

公文書の略称	開示すべき部分
水俣高校関係公文書 (及び)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校長の氏名等 ・ 賠償責任保険金請求書に記載されている口座番号及び口座名義
大津高校関係公文書 ()	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大津高校から提出された「事故報告書」(次の 1 及び 2 を除いた部分に限る。) <ul style="list-style-type: none"> 1 事故に関する部分 <ul style="list-style-type: none"> (1) 生徒の氏名、所属する部活動名及びけがの内容並びに生徒が受診した医療機関名(当該医療機関を特定することができる情報を含み、既に開示されている情報と同等の情報を除く。) 及び診療科名 (2) 校長等教職員の氏名 (3) 教諭の校務分掌が分かる呼称 (4) 生徒の保護者の発言内容及び行動内容 (5) 当事者間の交渉経緯 2 「事故後の詳細な経緯」を見出しとして記載されている部分の全部

諮問実施機関	：熊本県教育委員会（総務福利課（現総務企画課））
諮問日	：平成12年 5月30日
答申日	：平成14年 4月 4日（答申第72号）
事案名	：都道府県立学校管理者賠償責任保険適用高校関係文書の 一部開示決定に関する件（平成12年諮問第100号）

答 申

第1 審査会の結論

熊本県教育委員会（以下「実施機関」という。）が非開示とした「都道府県立学校管理者賠償責任保険に係る事故の報告について（伺）、平成5年（ワ）第718号損害賠償請求事件（多良木高校事件）に係る保険金請求について（伺い）、都道府県立学校管理者賠償責任保険に係る事故の報告について（伺い）、平成8年（ワ）第594号損害賠償請求事件（水俣高校事件）に係る保険金請求について（伺い）、都道府県立学校管理者賠償責任保険に係る事故の報告について（伺い）」については、別表第3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 諮問に至る経過

- 1 平成12年4月14日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）による改正前の熊本県情報公開条例（昭和61年熊本県条例第37号。以下「旧条例」という。）第5条の規定に基づき、「都道府県立学校管理者賠償責任保険が適用された熊本県立多良木高校事件、同大津高校事案、及び同水俣高校事件について、同保険適用の経緯、理由、結果、事件内容等に関する文書、及びその基礎となる資料のすべて」について開示請求を行った。
- 2 平成12年4月28日、実施機関は、開示請求に係る公文書として、
 - (1) 平成5年6月11日付け「都道府県立学校管理者賠償責任保険に係る事故の報告について（伺）」（以下「本件公文書1」という。）
 - (2) 平成7年12月20日付け「平成5年（ワ）第718号損害賠償請求事件（多良木高校事件）に係る保険金請求について（伺い）」（以下「本件公文書1の2」という。）
 - (3) 平成8年5月23日付け「都道府県立学校管理者賠償責任保険に係る

- 事故の報告について（伺い）」（以下「本件公文書2」という。）
- (4) 平成10年7月17日付け「平成8年（ワ）第594号損害賠償請求事件（水俣高校事件）に係る保険金請求について（伺い）」（以下「本件公文書2の2」という。）
- (5) 平成7年8月18日付け「都道府県立学校管理者賠償責任保険に係る事故の報告について（伺い）」（以下「本件公文書3」という。）を特定した。

実施機関は本件公文書1から本件公文書3までについて、熊本県情報公開条例の一部を改正する条例（平成10年熊本県条例第30号）附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の熊本県情報公開条例（昭和61年熊本県条例第37号。以下「平成10年改正前条例」という。）第8条第1号、第2号又は第3号に該当することを理由に、別表第2に掲げる部分を除外し、開示するという一部開示の決定（以下「本件一部開示決定」という。）を行った。

- 3 平成12年5月29日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件一部開示決定を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件一部開示決定を取り消し、当該情報（個人の住所、電話番号、生年月日、個人を識別するための番号・記号、暗証番号、生育歴、学歴、及び本人の了解を得ていない個人（私人・公務執行中以外の公務員）の氏名を除く。）を全部開示することを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び口頭意見陳述の中で述べている異議申立ての主たる理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 熊本県情報公開条例第1条の趣旨に反する。
- (2) 熊本県立大津高等学校（以下「大津高校」という。）の事件については、当該事件の概要は調停と密接な関係にあるとは言えず、「法令

の規定により開示することができないとされている情報」に当たらない。また、これについては全面非開示だが、事件の概要が何故開示できないのか。これは調停案件であるから、公開するのは問題であるという考えがあるのかも知れない。しかし、学校の中では様々な事故があるわけで、そういうことを明らかにしていくことによって、今後、同種同様の事故の再発の防止につながるという側面がある。公益性という立場から考えれば、事故の内容について事細かにとまでは言わないが、事件概要については世間に知らしめるのが当然である。

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

- 1 大津高校の都道府県立学校管理者賠償責任保険適用に関する事件については平成7年12月調停が成立している。調停については非訟事件となり、非公開となる（民事調停法第22条、非訟事件手続法第13条）。開示請求に係る公文書の中で調停と密接な関わりを持っている部分は、法令の規定により開示することができないとされている情報であり、平成10年改正前条例第8条第1号に該当し、非開示が相当である。
- 2 開示請求に係る公文書中の個人の氏名、住所、電話番号、病歴、所属する学級等は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であるので、平成10年改正前条例第8条第2号に該当し、非開示が相当である。
- 3 開示請求に係る公文書中の口座番号及び口座名義については、法人等に関する情報又は事業を営む個人の内部管理に属する情報であって、開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるので、平成10年改正前条例第8条第3号に該当し、非開示が相当である。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件一部開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 開示請求に係る公文書について

開示請求に係る公文書として実施機関が特定した文書は、以下のとおりと認められる。

- (1) 都道府県立学校管理者賠償責任保険に係る事故の報告に関する文書
(本件公文書 1、本件公文書 2 及び本件公文書 3) について

都道府県立学校管理者賠償責任保険は、都道府県立学校の施設整備の不備又は管理上の瑕疵による事故、教育活動実施中の事故等に起因する損害賠償金等の財政負担を填補し速やかに被害者の救済を図ることを目的とした制度である。実施機関は、この保険に加入しており、大学を除く各県立学校において当該保険の対象となる事故が発生した場合は、賠償責任保険普通保険約款第 10 条の規定により、全国都道府県教育委員会連合会及び同保険の幹事会社である東京海上火災保険株式会社(以下「保険幹事会社」という。)に報告を行うこととされている。本件公文書 1、本件公文書 2 及び本件公文書 3 は、熊本県立多良木高等学校(以下「多良木高校」という。)、熊本県立水俣高等学校(以下「水俣高校」という。)及び大津高校でそれぞれ発生した事故について、この報告を行うために実施機関の職員が作成した文書であり、これらの文書は、別表第 1 の右欄に掲げる文書で構成されていると認められる。

- (2) 都道府県立学校管理者賠償責任保険金の請求に関する文書(本件公文書 1 の 2 及び本件公文書 2 の 2) について

本件公文書 1 の 2 及び本件公文書 2 の 2 は、上記(1)で述べた当該保険制度に基づき保険幹事会社あてに保険金の請求を行うために実施機関の職員が作成した文書であり、これらの文書は、別表第 1 の右欄に掲げる文書で構成されていると認められる。

- (3) 本件公文書 1 から本件公文書 3 までの記載内容について

本件公文書 1 から本件公文書 3 までには、それぞれ事故発生日時、事故発生場所、被災生徒の氏名及び住所、教職員等の氏名、事故原因や被災生徒の負傷の程度等を記載した事故の状況、口座番号、口座名義等が記載されていると認められる。

- 2 平成 10 年改正前条例第 8 条第 1 号について

平成 10 年改正前条例第 8 条第 1 号は、開示しないことができる情報として「法令又は条例の規定により、開示することができないとされて

いる情報」と規定している。

この趣旨は、法令又は条例の規定に基づき開示することができないとされている情報が記録されている公文書については、非開示とすることを定めたものである。

3 平成10年改正前条例第8条第2号について

本件公文書1から本件公文書3までは、すべて平成10年10月1日前に作成又は取得した公文書であると認められ、個人に関する情報の開示の可否の判断に当たっては、平成10年改正前条例第8条第2号の規定が適用される。

平成10年改正前条例第8条第2号本文は、開示しないことができる情報として「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」と規定している。

この趣旨は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーについては最大限に保護することとし、特定の個人が識別され得るような情報が記録されている公文書については、同号ただし書に該当するときを除き、非開示とすることを定めたものである。

なお、平成10年改正前条例第8条第2号は、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名とそれ以外の個人に関する情報を区別していないので、個人に関する一切の情報を非開示とするものであると解する。

4 平成10年改正前条例第8条第3号について

平成10年改正前条例第8条第3号は、開示しないことができる情報として「法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。」と規定している。

この趣旨は、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報が記録されている公文書については、同号ただし書に該当するときを除き、非開示とする

ことを定めたものである。

5 旧条例第9条について

旧条例第9条は、原則開示の趣旨に即し、「実施機関は、開示の請求に係る公文書に非開示情報（その情報が記録されていることにより前条の規定に該当して公文書の開示をしないこととされる場合における当該情報をいう。以下同じ。）とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、非開示情報に係る部分とそれ以外の情報に係る部分とを容易に、かつ、当該請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、当該非開示情報に係る部分を除いて、当該公文書の開示をしなければならない。」と規定している。

同条によれば、請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合であっても、非開示部分とそれ以外の情報に係る部分とが容易に分離することができ、かつ、当該分離により請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該公文書の全体を非開示とするのではなく、非開示部分を除いた一部を開示しなければならないこととされている。

上記2から5までを踏まえ、本件公文書1から本件公文書3までについて、それぞれの公文書ごとに、平成10年改正前条例第8条第1号、第2号及び第3号該当性を、また、本件公文書3のうち実施機関が全部非開示とした公文書については、旧条例第9条の適用による一部開示の可能性を、以下検討していくこととする。

6 本件公文書1及び本件公文書1の2について

(1) 平成10年改正前条例第8条第2号該当性について

本件公文書1及び本件公文書1の2において、平成10年改正前条例第8条第2号に該当することを理由として実施機関が非開示とした部分は、被災生徒の氏名、クラス名及び住所、実施機関の担当者の氏名、校長等教職員の氏名並びに被災生徒のけがの名称、内容及び事後の症状である。なお、これらの情報のうち、被災生徒の氏名及び住所を非開示とすることについては、実施機関と異議申立人との間に争いが無い。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別さ

れ、又は識別され得るものであることが認められるので、平成10年改正前条例第8条第2号本文に該当する。また同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

(2) 平成10年改正前条例第8条第3号該当性について

本件公文書1の2において、平成10年改正前条例第8条第3号に該当することを理由として実施機関が非開示とした部分は、賠償責任保険請求書及び都道府県立学校管理者賠償責任保険制度要綱(全国都道府県教育委員会連合会制定。以下「賠償責任保険要綱」という。)に記載されている法人及び事業を営む個人の口座番号及び口座名義である。これらの情報は、同号に規定する「法人等に関する情報」に該当することは明らかである。

次に、これらの情報を開示することにより、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるか否かについて検討する。

法人等の口座番号及び口座名義は、当該法人等がその事業活動を営む上で必要な金銭の出納又は事業資金の管理等に関する重要な内部管理情報であり、それが一定範囲の者に知られ得る性質のものであるとしても、その公表範囲は当該法人等が自ら選択できるものであって、自ら公表したものの以外については当該法人等の内部管理情報として管理するのが通常であると考えられる。そのため、これらの情報を一般に公開することは、事業を営む法人等の正当な利益を害すると判断される(平成10年1月13日付け当審査会答申第30号及び平成12年3月27日付け当審査会答申第63号)。

したがって、当該口座番号及び口座名義は、平成10年改正前条例第8条第3号に該当する。

7 本件公文書2及び本件公文書2の2について

(1) 平成10年改正前条例第8条第2号該当性について

本件公文書2及び本件公文書2の2において、平成10年改正前条例第8条第2号に該当することを理由として実施機関が非開示とした部分は、被災生徒の氏名、クラス名、住所及び電話番号、実施機関の事務局職員の氏名、校長等教職員の氏名、被災生徒の保護者の氏名並びに被災生徒のけがの名称、内容及び事後の症状である。なお、これ

らの情報のうち、被災生徒の氏名、住所及び電話番号を非開示とすることについては、実施機関と異議申立人との間に争いが無い。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであることが認められる。

しかしながら、別表第1に記載したとおり、本件公文書2を構成する文書には「水俣高校の事故に関して報じた新聞各社の記事の写し」（平成5年11月3日付け熊本日日新聞、朝日新聞、毎日新聞、西日本新聞及び読売新聞）が含まれている。これらの新聞各社の記事には、校長の氏名、被災生徒の氏名、学年、年齢、住所及びけがの内容などの個人に関する情報が掲載されている。この記事の写しについては、既に開示されていることを踏まえ、以下、それぞれの情報ごとに、開示・非開示の判断を行うこととする。

ア 校長の氏名及び被災生徒の氏名

校長の氏名及び被災生徒の氏名は、前述のとおり、新聞各社で報道され、既に公知の事実となっていることが認められる。したがって、新聞各社により報道された校長の氏名及び被災生徒の氏名については、積極的に非開示とする理由に乏しく、既にこれらの新聞により報道され公にされていたという事実が、これらの情報のプライバシー性を希薄化しているということは否定できないと考えられる。また、実施機関においては、新聞各社で報道された内容は全部開示しており、当該校長及び被災生徒の氏名を非開示とする実益は失われているということができ、開示するのが相当であると判断する。

イ 被災生徒のクラス名

被災生徒のクラス名は、上記アにより当該被災生徒の氏名を開示すれば、これを非開示とする実益は失われているということができ、開示するのが相当であると判断する。

ウ 実施機関の事務局職員の氏名、教職員（校長を除く。）の氏名及び被災生徒の保護者の氏名

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであることが認められるので、平成10年改正前条例第8条第2号本文に該当する。また同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

エ 被災生徒のけがの名称、内容及び事後の症状

被災生徒のけがの名称は、前述のとおり、新聞各社により報道されているという事実はあるが、上記アにより、被災生徒の氏名を開示した場合、当該被災生徒のけがの名称を開示すれば、これらの情報が結びつけられることにより、当該被災生徒の権利利益が侵害される可能性が高くなるおそれがあると認められる。また、当該被災生徒のけがの内容及び事後の症状は、新聞各社で報道された内容を超えた具体詳細の内容であることが認められる。したがって、これらの情報は、全体的に個人に関する情報として、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであることが認められるので、平成10年改正前条例第8条第2号本文に該当する。また同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

(2) 平成10年改正前条例第8条第3号該当性について

本件公文書2の2において、平成10年改正前条例第8条第3号に該当することを理由として実施機関が非開示とした部分は、賠償責任保険請求書及び賠償責任保険要綱に記載されている口座番号及び口座名義である。しかしながら、このうち、賠償責任保険請求書に記載されている口座番号等を当審査会が実際に見分したところ、同号に規定する「法人等」の口座番号及び口座名義には当たらず、条文の適用誤りであると認められた。したがって、この口座番号及び口座名義は、平成10年改正前条例第8条第3号に該当しない。

なお、賠償責任保険要綱に記載されている口座番号及び口座名義は、上記6(2)で述べたとおり、平成10年改正前条例第8条第3号に該当する。

8 本件公文書3について

(1) 平成10年改正前条例第8条第1号該当性について

ア 平成7年8月18日付けで起案された都道府県立学校管理者賠償責任保険に係る事故の報告についての伺い文、調停期日呼出状及び調停申立書

平成10年改正前条例第8条第1号に該当することを理由として実施機関が非開示とした部分は、平成7年8月18日付けで起案さ

れた都道府県立学校管理者賠償責任保険に係る事故の報告についての伺い文中の当事者間の交渉経緯、調停期日呼出状に記載されている事件番号、事件名及び申立人並びに調停申立書の全部である。

そこで、これらの非開示部分が、同号に規定する情報に該当するか否かについて検討する。

実施機関は、「調停については非訟事件となり、非公開となる（民事調停法第22条、非訟事件手続法第13条）。開示請求に係る公文書の中で調停と密接な関わりを持っている部分は、法令の規定により開示することができないとされている情報であり、平成10年改正前条例第8条第1号に該当し、非開示が相当である。」と主張する。

調停に関しては、民事調停法（昭和26年法律第222号）第22条の規定により非訟事件手続法（明治31年法律第14号。以下「非訟法」という。）の規定を準用することとされ、非訟法第13条は、「審問ハ之ヲ公行セス」と規定している。この審問とは、非訟法上、裁判所が申立人その他の事件の関係人の陳述を聴き、また、証人等を尋問して証言を得ることであり、非訟法第13条は、一般の非訟事件において、この審問の手続を公開することを禁止している。実施機関は、本件公文書3に記載されている情報のうち、調停に関連性を有する情報を非開示としているが、同条は、審問の手続を公開しないことを規定しているにすぎないので、実施機関がこの規定を根拠に調停に関連性を有する情報を非開示としたことは誤りであり、実施機関の主張は採用できない。

なお、これらの非開示部分のうち、調停期日呼出状に記載されている事件番号及び事件名並びに調停申立書については、同条第2号該当性についても検討する必要があるので、次の（2）エで検討することとする。

（2）平成10年改正前条例第8条第2号該当性について

ア 平成7年8月18日付けで起案された都道府県立学校管理者賠償責任保険に係る事故の報告についての伺い文、大津高校事件の概要、都道府県立学校管理者賠償責任保険事故報告書（案）及び調停期日呼出状

これらの文書のうち、平成10年改正前条例第8条第2号に該当することを理由として実施機関が非開示とした部分は、生徒の氏名、住所及び電話番号、実施機関の担当者等公務員の氏名、教職員の氏名、教諭の校務分掌が分かる呼称、生徒のけがの内容、当事者間の交渉経緯並びに調停期日呼出状の申立人の氏名である。なお、これらの情報のうち、生徒の氏名、住所及び電話番号を非開示とすることについては、実施機関と異議申立人との間に争いがない。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであることが認められるので、平成10年改正前条例第8条第2号本文に該当する。また同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

イ 大津高校から提出された「事故報告書」

大津高校から提出された「事故報告書」は、平成10年改正前条例第8条第2号に該当することを理由として実施機関がその全部を非開示としたものである。

当該事故報告書に記載された情報の同号該当性の判断に当たっては、当該情報の個人識別の可能性に加え、本件公文書3において既に開示されている情報を総合的に勘案し、個別に判断を行うこととする。

当審査会が実際に見分した結果、当該事故報告書に記載されている内容は、事故に関する部分と事故後の詳細な経緯の部分とに分けられ、の部分には、事故の発生年月日、発生場所、関係者氏名、事故の経緯及び学校の取った措置を見出しとして生徒及び校長等教職員の氏名、教職員の職名、生徒のけがの状況等が、の部分には、生徒の治療の経緯、当事者間の交渉経緯等がそれぞれ具体詳細に記載されている。これらの情報の開示の可否について、以下検討する。

(ア) の部分のうち、事故の発生年月日、発生時間及び発生場所並びに事故の状況

これらの情報は、上記(2)アで述べた大津高校事件の概要にも記載されているところであり、実施機関は、これらの情報を既に開示していることが認められるので、非開示とする実益は失わ

れているということができ、開示するのが相当であると判断する。

- (イ) の部分のうち、生徒及び校長等教職員の氏名、教諭の校務分掌が分かる呼称、生徒の所属する部活動名、生徒のけがの内容、生徒が受診した医療機関名（当該医療機関を特定することができる情報を含み、既に開示されている情報と同等の情報を除く。）及び診療科名、生徒の保護者の発言内容及び行動内容並びに当事者間の交渉経緯

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであることが認められるので、平成10年改正前条例第8条第2号本文に該当する。また同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

- (ウ) の部分のうち、上記(ア)及び(イ)を除いた残余の部分

この残余の部分について精査したところ、これらの部分だけからは、直接特定の個人が識別されないこと、また、一般人が通常入手し得る他の情報と組み合わせることによっても特定の個人が識別され得ないことが認められたので、開示するのが相当であると判断する。したがって、この残余の部分は、平成10年改正前条例第8条第2号本文に該当しない。

- (エ) の部分

この部分は、生徒の治療の経緯、当事者間の交渉経緯等について、月日ごとに、生徒、教諭等個人の氏名、個人の発言内容や行動内容等の個人に関する情報が、全体的に具体詳細かつ網羅的に記載されていることが認められる。この部分に記載されている情報は、それぞれが個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであることが認められるので、平成10年改正前条例第8条第2号本文に該当する。また同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

- ウ 生徒の診断書、教諭の経歴表、計算書1（学校側作成）並びに計算書2及び計算書2-2（調停申立人側作成）

これらの公文書は、平成10年改正前条例第8条第2号に該当することを理由として実施機関がその全部を非開示としたものである。

これらの公文書に記載されている情報について、当審査会が実際

に見分した結果、診断書には生徒の氏名、住所、生年月日、傷病名等が、経歴表には教諭の氏名、生年月日、採用年月日、出身校、家族状況等が、計算書 1 並びに計算書 2 及び計算書 2 - 2 には生徒の治療経過、治療に要した費用（交通費、診察料等）や慰謝料等の金額が、それぞれ記載されていることが認められる。これらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであることが認められるので、平成 10 年改正前条例第 8 条第 2 号本文に該当する。また同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

エ 調停期日呼出状及び調停申立書

調停期日呼出状に記載されている事件番号及び事件名並びに調停申立書が、平成 10 年改正前条例第 8 条第 2 号に該当するか否かについて検討する。

実施機関が非開示とした調停期日呼出状に記載されている事件番号及び事件名並びに調停申立書に記載されている調停申立者の氏名、訴額、申立ての実情（申立人の傷害と治療経過、申立人の損害など）等については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であると認められるので、平成 10 年改正前条例第 8 条第 2 号本文に該当する。また同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

なお、これらの情報は同号に該当し非開示が妥当であると判断されるが、このことは調停の手續を非公開とし、調停の記録を一般に公開しないこととした民事調停規則（昭和 26 年最高裁判所規則第 8 号）第 10 条及び第 23 条の趣旨に合致するものである。

（４）旧条例第 9 条の適用について

ア 大津高校から提出された「事故報告書」

当該事故報告書において非開示とすべき部分は、上記（２）イで検討したとおりであり、非開示とすべき部分とその残余の部分とを分離することが可能であること、かつ、分離しても請求の趣旨が損なわれることがないことが認められる。したがって、実施機関が当該事故報告書を全部非開示としたことは妥当ではなく、実施機関は、

旧条例第9条を適用し、非開示とすべき部分を除いて一部開示すべきであったものと判断する。

イ 生徒の診断書、教諭の経歴表、計算書1（学校側作成）、計算書2及び計算書2-2（調停申立人側作成）並びに調停申立書

これらの公文書において非開示とすべき部分は、上記（2）ウ及びエで検討したとおりであり、非開示とすべき部分とその残余の部分とを容易に、かつ、請求の趣旨が損なわれない程度に分離することはできないと認められる。したがって、実施機関がこれらの公文書を全部非開示としたことは、妥当である。

9 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会	長	坂本 仁郎
会長職務代理者		石橋 敏郎
委	員	福嶋美和子
委	員	大江 正昭
委	員	林田美恵子

審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成12年 5月30日	・ 諮問（第100号）
平成12年 6月30日	・ 実施機関から非開示理由説明書を受理
平成13年11月27日	・ 諮問の審議
平成14年 1月10日	・ 異議申立人から意見を聴取
平成14年 1月30日	・ 諮問の審議
平成14年 3月 1日	・ 諮問の審議
平成14年 3月29日	・ 諮問の審議

別表第1 開示請求に係る公文書の内訳

公文書の略称	左欄の公文書を構成する公文書名
<p>本件公文書1 (多良木高校関係)</p>	<p>ア 平成5年6月11日付けで起案された都道府県立学校管理者賠償責任保険に係る事故の報告についての伺い文 イ 都道府県立学校管理者賠償責任保険事故報告書(案) ウ 多良木高校から提出された「事故報告書」 エ 校地、校舎の概要(上記ウの添付文書) オ 賠償責任保険普通保険約款</p>
<p>本件公文書1の2 (多良木高校関係)</p>	<p>ア 平成7年12月20日付けで起案された平成5年(ワ)第718号損害賠償請求事件(多良木高校事件)に係る保険金請求についての伺い文 イ 保険幹事会社あて熊本県教育長からの保険金の請求に係る通知文 ウ 賠償責任保険金請求書 エ 平成3年4月1日付け「都道府県立学校管理者賠償責任保険加入証」 オ 多良木高校事故概要及び経緯 カ 賠償責任保険要綱</p>
<p>本件公文書2 (水俣高校関係)</p>	<p>ア 平成8年5月23日付けで起案された都道府県立学校管理者賠償責任保険に係る事故の報告についての伺い文 イ 都道府県立学校管理者賠償責任保険事故報告書(案) ウ 水俣高校事案の概要 エ 水俣高校から提出された「事故報告書」 オ 学校の位置・校地・校舎の概要(上記ウの添付文書) カ 事故の原因となった建設物の側面図及び全体図(上記ウの添付文書) キ 水俣高校の事故に関して報じた新聞各社の記事の写し ク 平成6年6月18日付け水高第741号熊本県PTA災害見舞金安全会会長あて水俣高校校長の報告文 ケ 被災生徒の病状を記載した文書</p>
<p>本件公文書2の2 (水俣高校関係)</p>	<p>ア 平成10年7月17日付けで起案された平成8年(ワ)第594号損害賠償請求事件(水俣高校事件)に係る保険金請求についての伺い文 イ 保険幹事会社あて熊本県教育長からの保険金の請求に係る通知文</p>

	<p>ウ 賠償責任保険金請求書</p> <p>エ 水俣高校事故概要及び経緯</p> <p>オ 平成5年4月1日付け「都道府県立学校管理者賠償責任保険加入証」</p> <p>カ 賠償責任保険要綱</p> <p>キ 和解条項（案）</p>
<p>本件公文書3 (大津高校関係)</p>	<p>ア 平成7年8月18日付けで起案された都道府県立学校管理者賠償責任保険に係る事故の報告についての伺い文</p> <p>イ 大津高校事件の概要</p> <p>ウ 都道府県立学校管理者賠償責任保険事故報告書（案）</p> <p>エ 大津高校から提出された「事故報告書」</p> <p>オ 生徒の診断書</p> <p>カ 教諭の経歴表</p> <p>キ 計算書1（学校側作成）</p> <p>ク 計算書2及び計算書2-2（調停申立人側作成）</p> <p>ケ 調停期日呼出状</p> <p>コ 調停申立書</p>

別表第 2 非開示部分

公文書の略称	実施機関が非開示とした部分
<p>本件公文書 1 及び 本件公文書 1 の 2 (多良木高校関係)</p>	<p>平成 10 年改正前条例第 8 条第 2 号該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災生徒の氏名、クラス名、住所並びにけがの名称、内容及び事後の症状 ・ 実施機関の担当者の氏名 ・ 校長等教職員の氏名 <p>平成 10 年改正前条例第 8 条第 3 号該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 口座番号及び口座名義
<p>本件公文書 2 及び 本件公文書 2 の 2 (水保高校関係)</p>	<p>平成 10 年改正前条例第 8 条第 2 号該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災生徒の氏名、クラス名、住所、電話番号並びにけがの名称、内容及び事後の症状 ・ 実施機関の事務局職員の氏名 ・ 校長等教職員の氏名 ・ 被災生徒の保護者の氏名 <p>平成 10 年改正前条例第 8 条第 3 号該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 口座番号及び口座名義
<p>本件公文書 3 (大津高校関係)</p>	<p>平成 10 年改正前条例第 8 条第 1 号該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者間の交渉経緯 ・ 調停期日呼出状に記載されている事件番号、事件名及び申立人 ・ 調停申立書の全部 <p>平成 10 年改正前条例第 8 条第 2 号該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の氏名、住所、電話番号及びけがの内容 ・ 実施機関の担当者等公務員の氏名 ・ 教職員の氏名 ・ 教諭の校務分掌が分かる呼称 ・ 当事者間の交渉経緯 ・ 調停期日呼出状の申立人の氏名 ・ 大津高校から提出された「事故報告書」 ・ 生徒の診断書 ・ 教諭の経歴表 ・ 計算書 1 (学校側作成) ・ 計算書 2 及び計算書 2 - 2 (調停申立人側作成)

別表第3 開示すべき部分

公文書の略称	開示すべき部分
<p>本件公文書2及び 本件公文書2の2 (水俣高校関係)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校長の氏名 ・ 被災生徒の氏名及びクラス名 ・ 賠償責任保険金請求書に記載されている口座番号及び口座名義
<p>本件公文書3 (大津高校関係)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大津高校から提出された「事故報告書」に記載されている情報のうち、次の1及び2を除いた部分 <ol style="list-style-type: none"> 1 事故に関する部分 <ol style="list-style-type: none"> (1) 生徒の氏名、所属する部活動名及びけがの内容並びに生徒が受診した医療機関名(当該医療機関を特定することができる情報を含み、既に開示されている情報と同等の情報を除く。)及び診療科名 (2) 校長等教職員の氏名 (3) 教諭の校務分掌が分かる呼称 (4) 生徒の保護者の発言内容及び行動内容 (5) 当事者間の交渉経緯 2 「事故後の詳細な経緯」を見出しとして記載されている部分の全部